

部活動に係る活動方針

令和7年4月 1日

青森市立古川中学校

はじめに

- 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動を通して、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等を図っていく。
- 全職員の共通理解のもと、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、保護者にも活動内容を十分理解してもらい、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。
- 本活動方針は、運動部活動及び文化部活動を含めた全部活動の活動方針である。

1 適切な運営のための体制整備

- ア 毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- イ 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日程等）を作成し、校長に提出する。
- ウ 生徒や教職員の数等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、以下の部活動を設置する。

運動部	陸上競技部、野球部、ソフトテニス部、剣道部、バレーボール部、 バスケットボール部、バドミントン部(女子)
文化部	吹奏楽部、演劇部、美術部、科学部

- エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、部活動顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

2 適切な休養日等の設定

(1) 休養日の設定

- ア 週当たり2日以上上の休養日を設ける。(長期休業中も同様)
 - ・平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日以上を休養日とする。
- イ 毎週月曜日の定時退下日は部活動休止日とする。
- ウ 週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- エ 部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

*以下の期間を休養日とする。

学校閉庁日、年末・年始休業

オ 定期テスト前は決められた期間、活動を休止する。ただし、直近に試合や大会が控えている場合は、事前に校長の承認を得、保護者の承認を取った上で、時間を限定して活動を行うことができる。

(2) 活動時間の設定

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（週休日含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- ・平日の活動時間は、原則として通年で16時15分から18時15分までとする。
- ・活動時間の延長、早朝練習、休日の練習などは事前に校長の承認を得るとともに、保護者の承認、連絡を必要とする。

(3) 主要な大会等の活動について

中学校体育連盟が主催する大会や文化部の連盟等が主催する主要な大会等に向けた活動においては、重点的に取り組む時期（ハイシーズン）とし、週休日の活動を認めるが、過度な負担とならないように配慮すること。また、別の日に休養日を設けるなど、十分な休養が確保できるよう留意すること。

3 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度にならないことを考慮して、参加する大会、コンクール等を精査する。

また、他校との練習試合や合同練習等は、事前に校長に届け出て承認を得る。

4 運営上の留意点

(1) 入部、退部について

ア 全校生徒による希望参加制とし、入退部は保護者の同意を得ていれば時期を問わず可能とする。また、転部することができる。ただし、大会等出場（申込）時は人数制限による出場辞退等の混乱を防ぐため、該当部活動の顧問はその時期について生徒や保護者とよく相談し決定するものとする。

イ 一年の内の退部または転部は2回まで可とする。また、同一部活動への入退部の繰り返しは、原則これを認めない。

ウ 校外でのクラブ活動が少しずつ増えることになるが、大会参加の意向については、その都度確認しながら進める。（学校で参加するか、クラブで参加するか）

(2) 年間計画、活動日程について

ア 各部から年度の初めには年間計画を提示し、経費・休日・大会の時期について生徒や保護者が年間を見通せるように努める。

イ 毎月末には翌月の部活動練習日程を配付する。

(3) 外部指導者の活用について

外部指導者（コーチ）を活用する場合は、各部顧問から（保護者会設置の部活動では保護者会と相談する等を経て）推薦するコーチを校長に具申する。校長は総合的な見地から判断し、委嘱の可否を決定する。コーチとして委嘱する場合には、正式に委嘱状をもって委嘱することとする。

休日の部活動については、外部指導者（コーチ）、保護者（会）と協議の上、顧問が付かず実施する方向で進める。

なお、外部指導者（コーチ）の委嘱等については、【別紙１】のとおり定める。

(4) 保護者会について

ア 各部の保護者会に関しては、保護者の要望を第一とし、設立から運営まで保護者が行うものとする。

イ 保護者会は、部活動の運営に関して意見を述べることはできるが、運営することはできない。

ウ 保護者会の年会費については、顧問と相談して決定する。

エ 保護者会の年会費の徴収等に関しては、保護者会が行う。

オ 保護者会の年会費の運用については、顧問と相談して行う。

(5) 新規開設または廃部・休部について

ア 新規開設は、今後生徒数や教職員数が増加増員されない限り、管理運営上不可能であるため、他の部活動を減じない限り新設はしない。

イ 単独または合同チームが編成できなくなった場合は、速やかに募集を停止し、廃部または休部扱いとする。その際、該当生徒並びに保護者に事前に意図を説明し、理解を得られるように努力する。なお、廃部・休部の判断基準は次のとおりとする。

- ・ 2年連続して正規の登録部員で単独チームを編成できない場合、廃部とする。
- ・ チームとして（合同含む）1年間試合に出場できない場合、廃部とする。
- ・ 少人数で大会等に出場できる場合であっても、正規の登録部員数が3名以下になった場合は、休部とする。ただし、年度初めの部員の募集はできる。
- ・ 個人競技がある場合は、部員が全くなくなった時点で休部とし、次の年度も入部希望生徒がいなかった場合は廃部とする。ただし、年度初めの部員の募集はできる。
- ・ 文化部の場合は、部員が全くいない年度は休部となるが、次の年度も入部希望生徒がいなかった場合は廃部とする。ただし、年度初めの部員の募集はできる。

* 参考資料）【令和元年度 2学期PTA例会 校長挨拶プレゼンより抜粋】

現在、表向き13の部活動があるが、男女別での競技数でカウントすると実質17となる。また、陸上競技部や野球部、吹奏楽部は、一人顧問では管理運営上ほぼ不可能であり、生徒の指導や安全上でも危険である。令和元年度は、急遽陸上競技部で保護者から学校支援ボランティアを募り、引率業務をお願いした。（顧問が大会運営業務に従事している間、生徒に付けないため）

・ (全校313人－未加入24人)÷17＝1つの部17人の構成

・ 教師20名で17の部活動を運営するギリギリの状態

・ 生徒減で生徒会費も削減、部活動数が変わらなければ各部の運営自体が困窮する

5 その他

(1) 適切な指導について

- ・科学的なトレーニングや合理的な指導方法を積極的に学び、短時間で効果が得られるよう、練習方法を工夫する。
- ・顧問は、活動場所や施設、用具などの安全管理とともに、部員の健康管理及び事故防止と安全指導を行う。
- ・いかなる理由があっても、部活動の指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

(2) 生徒のニーズを踏まえた環境の整備について

- ・地域や学校の実態及び生徒の心身の発達の段階や特性などを十分考慮し、参加生徒や保護者、地域の要請にこたえることができるよう努める。
- ・生徒の自発的活動ができるように、適切な指導助言に努める。また、生徒の健康や安全に留意するとともに、指導教師と生徒、生徒同士の人間関係を大切にしながら個性の伸長に努める。

1 本活動方針は平成31年4月1日から施行する。

- | | | |
|---|----------|---|
| 2 | 令和2年2月4日 | 2 適切な休養日等の設定 (2) 活動時間の設定の一部変更
4 運営上の留意点 (5) 新規開設または廃部・休部について
の一部 付記 (イ 廃部・休部の具体的規定の明記等) |
| 3 | 令和3年4月6日 | 2 適切な休業日等の設定 (3) 主要な大会等の活動について
(ハイシーズンの設定) |
| 4 | 令和5年4月3日 | 4 運営上の留意点 (1) 入部、退部について ウ追記
(3) 外部指導者の活用についての一部 追記 (休日の対応について) |
| 5 | 令和6年4月1日 | 4 運営上の留意点 (5) 新規開設または廃部・休部について
の一部 追記 (イ 個人競技、文化部の基準を明示) |